における地方単独事業費の前年度の地方単独事業費に対する比率を超える場合又は地方単独事業量が過去の標準的な投資割合を超える場合において、その超える部分の事業費等に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{11} = 0.028$

$C_{12} = 0.028$

$C_{13} = \underline{0.028}$

算式ⅩⅢ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{607\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅢの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = 0.006$

$C_{18} = \underline{0.005}$

$C_{19} = 0.006$

$C_{20} = 0.006$

$C_{21} = 0.007$

$C_{22} = 0.007$

算式ⅩⅣ

$$\frac{\sum_{n=18}^{28}(B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{28}(D_n \times E_n)}{607\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅣの符号

A　測定単位の数値

B_n　地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち D_n 以外のものの額に相当する額

における地方単独事業費の前年度の地方単独事業費に対する比率を超える場合又は地方単独事業量が過去の標準的な投資割合を超える場合において、その超える部分の事業費等に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{11} = 0.028$

$C_{12} = 0.028$

$C_{13} = \underline{0.029}$

算式ⅩⅢ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{636\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅢの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = 0.006$

$C_{18} = \underline{0.007}$

$C_{19} = 0.006$

$C_{20} = 0.006$

$C_{21} = 0.007$

$C_{22} = 0.007$

算式ⅩⅣ

$$\frac{\sum_{n=18}^{27}(B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{27}(D_n \times E_n)}{636\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅣの符号

A　測定単位の数値

B_n　地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち D_n 以外のものの額に相当する額